

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2011-152180

(P2011-152180A)

(43) 公開日 平成23年8月11日(2011.8.11)

(51) Int.Cl.

A47B 61/04 (2006.01)

F1

A47B 61/04 504A

テーマコード(参考)

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 10 頁)

(21) 出願番号 特願2010-13771(P2010-13771)
 (22) 出願日 平成22年1月26日(2010.1.26)

(71) 出願人 000005832
 パナソニック電工株式会社
 大阪府門真市大字門真1048番地
 (74) 代理人 100087664
 弁理士 中井 宏行
 (72) 発明者 瀬戸 一範
 大阪府門真市大字門真1048番地 パナ
 ソニック電工株式会社内
 (72) 発明者 東原 輝明
 香川県綾歌郡綾川町滝宮2841-1 パ
 ナソニック電工香川株式会社内
 (72) 発明者 越智 景子
 大阪府門真市大字門真1048番地 パナ
 ソニック電工株式会社内

最終頁に続く

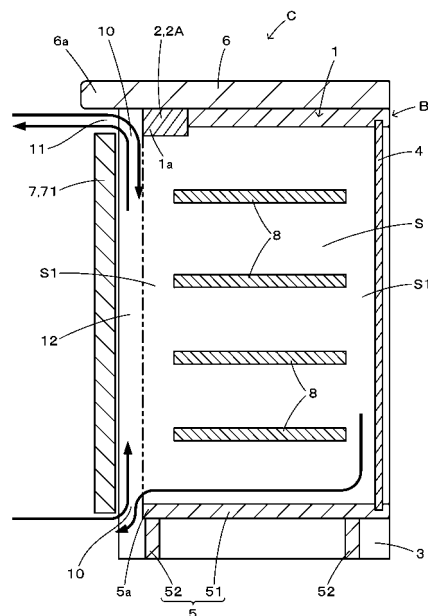
(54) 【発明の名称】 玄関収納キャビネット

(57) 【要約】

【課題】 高い通気性を有し、外観にもすぐれた玄関収納キャビネットを提供する。

【解決手段】 開き戸7は、開き戸7を構成する戸板71の一方の側端部71aが側板3に回動自在に取り付けられた構造とされ、天板1および台座部5の各前端部1a、5aが戸板71の取り付け位置より奥方に配されて、戸板71と天板1の前端部1aとの間、および戸板71と台座部5の前端部5aとの間に通気開口が形成され、天板1または台座部5の各前端部1a、5aには、戸板71の開放端部71bと当接する戸当り部材15が、前方に突出するように設けられている。

【選択図】 図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

天板、側板、台座部を有した箱体の前面に開き戸を設けた玄関収納キャビネットにおいて、

上記開き戸は、開き戸を構成する戸板の一方の側端部が上記側板に回動自在に取り付けられた構造とされ、

上記天板および上記台座部の各前端部が上記戸板の取り付け位置より奥方に配されて、上記戸板と上記天板の前端部との間、および上記戸板と上記台座部の前端部との間に通気開口が形成され、上記天板または上記台座部の各前端部には、上記戸板の開放端部と当接する戸当り部材が、前方に突出するように設けられていることを特徴とする玄関収納キャビネット。

10

【請求項 2】

請求項 1 において、

上記天板の前端部には上記箱体内部空間を隠す目隠し部が形成され、該目隠し部に上記戸当り部材が取り付けられている玄関収納キャビネット。

【請求項 3】

請求項 1 または 2 において、

上記天板の上にカウンターがさらに設けられ、該カウンターの前端部が上記開き戸よりも前方に突出している玄関収納キャビネット。

【発明の詳細な説明】

20

【技術分野】**【0001】**

本発明は、履物等を収納するための両開き式の玄関収納キャビネットに関する。

【背景技術】**【0002】**

従来この種の玄関収納キャビネットには、キャビネット内の防カビ、防臭対策として、扉にパンチングメタル、スリット、ルーバーなどの開口を設けて扉が閉じた状態でも通気できるようにしたものがある。

【0003】

さらに、特許文献 1 に示すように、開き戸の背面の略全面に上下に通じる通気用凹部を設けて通気用空間を形成するようにしたものも提案されている。具体的には、開き戸を構成する各戸板の両側端にヒンジ結合用および突き合わせ用の側縁突片部を設けることで、背面に略全面わたる通気用凹部を形成しており、戸板自体は平面視でコ字形となっている。

30

【先行技術文献】**【特許文献】****【0004】**

【特許文献 1】特開平 6 - 4 6 9 2 5 号公報

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】**

40

【0005】

しかしながら、同文献のキャビネットで通気用空間をより広く形成して通気機能を高めるためには、側縁突片部の突出寸法を大きくして開き戸を前方に突出させる必要がある。しかし、側縁突片部の突出寸法を大きくしすぎると、両戸板の突き合わせがスムーズになされないおそれがある。また、開き戸の側縁突片部が突出しすぎると開き戸が全体として前方に飛び出して外観が悪くなるし、側縁突片部自体が開き戸を開けたときの美観を損ねるといった問題もある。

【0006】

本発明は、このような事情を考慮して提案されたもので、その目的は、高い通気性を有し、外観にもすぐれた玄関収納キャビネットを提供することにある。

50

【0007】

また、図6は開き戸の背面側に通気用空間のない従来の玄関収納キャビネットの概略側断面図であり、本発明の比較参考図として示している。このキャビネット100では、開き戸101が閉じている状態では、上下において開き戸101と箱体102との隙間はほとんど形成されておらず、外部から空気が入り込むことはなく通気はほとんどさなれない。なお、図6において、103、104、105はそれぞれ、箱体102を構成する天板、台座部（地板と脚部）、側板、地板を示し、106は天板103の上に配設されるカウンター、107は箱体内空間に配設される棚板を示している。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記目的を達成するために、請求項1に記載の玄関収納キャビネットは、天板、側板、台座部を有した箱体の前面に開き戸を設けた玄関収納キャビネットにおいて、開き戸は、開き戸を構成する戸板の一方の側端部が上記側板に回動自在に取り付けられた構造とされ、天板および台座部の各前端部が戸板の取り付け位置より奥方に配されて、戸板と天板の前端部との間、および戸板と台座部の前端部との間に通気開口が形成され、天板または台座部の各前端部には、戸板の開放端部と当接する戸当り部材が、前方に突出するように設けられていることを特徴とする。

【0009】

この構成によれば、天板および台座部の前端を後退させるだけで通気開口を大きく形成することができ、その結果、通気機能を向上させることができる。また、戸当り部材を設けているので、開き戸を閉止する際に戸板の開放端部を適切に突き合わせることができ、開放端部やヒンジ部への負担を防止できる。また、最前面側に配される戸板になんら加工しなくてよいため、美観が損なわれるおそれもない。さらに、戸当り部材によって戸板の通気用空間への抵触を防止できるので、開き戸の閉止が箱体内空間の通気を妨げることもない。

【0010】

またさらに、通気開口が手指を挿入できる程度の寸法であれば、その通気開口に手指を挿入して開き戸を開操作することができ、利便性を高められる。特に、キャビネットを玄関廊下から玄関土間にまたがるように設ける場合には、台座部側の通気開口が廊下床面と略同じ高さに配されるため、上がり框に腰掛けた状態での開き戸の開操作がきわめて楽に行える。また、通気開口が把手代わりとなるため玄関収納キャビネットを把手レスにすることができる。

【0011】

請求項2に記載の玄関収納キャビネットは、天板の前端部に箱体内空間を隠す目隠し部が形成され、その目隠し部に上記戸当り部材が取り付けられている。

【0012】

この構成によれば、天板の前端部に目隠し部が形成されているため、外部から戸板と天板との間の通気開口を通じて箱体内空間が見えないようにすることができる。すなわち、目隠し部があるため、大きな通気用空間を確保するために通気開口の奥行き寸法を大きくしても美観が損なわれることはない。

【0013】

請求項3に記載の玄関収納キャビネットは、天板の上にカウンターがさらに設けられ、そのカウンターの前端部が開き戸よりも前方に突出している。

【0014】

この構成によれば、前方に突出したカウンターが設けられているため、前方斜め上方から箱体内空間が見えることを防止でき、通気開口により美観が悪化することを回避できる。

【発明の効果】

【0015】

本発明の玄関収納キャビネットは上記のような構成であるため、高い通気性が期待でき

10

20

30

40

50

、外観が悪くなるおそれもない。また、簡易な構造でもあるため製造コストを低く抑えられる。さらに、通気開口を手指の挿入が可能なものとするれば、通気開口を把手代わりとして利用でき、利便性にもすぐれた玄関収納キャビネットとすることができる。

【図面の簡単な説明】

【0016】

【図1】本発明の玄関収納キャビネットの第1実施形態を示す概略側断面図である。

【図2】(a)は同実施形態の玄関収納キャビネットの部分正面図、(b)は同部分側断面図である。

【図3】(a)は同玄関収納キャビネットの部分横断面図、(b)は戸当り部材の斜視図である。

【図4】同玄関収納キャビネットの外観斜視図である。

【図5】本発明の玄関収納キャビネットの第2実施形態を示す概略側断面図である。

【図6】従来の玄関収納キャビネットの概略側断面図である。

【発明を実施するための形態】

【0017】

以下に、本発明の実施の形態について、添付図面を参照しながら説明する。

【0018】

図1は、本発明の玄関収納キャビネットの第1実施形態を示す概略側断面図である。図2(a)は同実施形態の玄関収納キャビネットの部分正面図、図2(b)は同部分側断面図である。図3(a)は同玄関収納キャビネットの部分横断面図、図3(b)は同玄関収納キャビネットに使用される戸当り部材の斜視図である。また、図4は同玄関収納キャビネットの外観斜視図である。なお図1は、同玄関収納キャビネットの構造および通気の流れを説明するために概略的に示したものであり、図2等にて図示した戸当り部材15については図示を省略している。

【0019】

この玄関収納キャビネットC(以下、キャビネットCと略す)は、図1および図4に示すように、天板1、2枚の側板3、3、台座部5および背板4を有した箱体Bの前面に、両開き式の開き戸7が設けられて構成されている。なお図例では、台座部5は底板51と脚部52とよりなり、側板3が床面まで延びて台座部5を隠すようにしているが、台輪により台座部を構成してもよいし、地板のみによって台座部を構成してもよい。

【0020】

これらの構成部材は木質あるいは合成樹脂ボードよりなり、これらをダボ接合、接着、ヒンジ結合等によって結合させてキャビネットCとして一体化させている。

【0021】

本実施形態で示したキャビネットCは、高さ寸法を80~120cmとし、玄関の上がり框に腰掛けた状態でも上端に手が届く程度の低タイプのものであり、天板1の上にはさらにカウンター6が設置され、その上に花びんや置物が載置できるようになっている。このカウンター6の前端部6aは開き戸7よりも前方に突出している。

【0022】

開き戸7を構成する2枚の戸板71のそれぞれは、回動軸側の側端部71aが、対応する側板3にヒンジ結合されて回動自在となっている。また後述するように、この側板3に比べて、天板1および台座部5の各前端部1a、5aは戸板71の取り付け位置より奥方に配されている。

【0023】

箱体内部空間Sには、位置変更が可能な複数段の棚板8が両側板3、3間に架設されている。この棚板8の前後(図1における左右)には、上下方向に連通する間隙空間S1、S1が形成されている。

【0024】

また、天板1の前端部1aには、天板1よりも厚みのある厚板部材2が取り付けられている。この厚板部材2は後述する目隠し部2Aを構成している。なお、この厚板部材2は

10

20

30

40

50

天板 1 と同一素材あるいは素材が異なっても少なくとも同色のものを使用することが望ましい。この厚板部材 2 の前端から垂線を下ろした位置と略同位置に地板 7 1 の前端部が配されるように、台座部 5 が配設されている。

【 0 0 2 5 】

そして、戸板 7 1 と天板 1 の前端部 1 a (厚板部材 2) との間、および戸板 7 1 と台座部 5 の前端部 5 a との間のそれぞれには、箱体 B の前方から箱体 B 内に手指を挿入できる程度の開口が形成されており、この開口が通気開口 1 0 を構成している。

【 0 0 2 6 】

天板 1 側では、開き戸 7 とカウンター 6 との間に、通気開口 1 0 に連通する、手指の挿入開口 1 1 が形成されており、これらの 2 つの開口が外部との空気の出入口として機能する一方、台座部 5 側では、通気開口 1 1 が空気の出入口として機能する。また、天地の通気開口 1 0、1 0 は上下方向に連通し、天板 1 と地板 5 1 の前端同士を結ぶ線 (図 1 中、二点鎖線で図示) と、戸板 7 1 の背面との間に配された通気用空間 1 2 を形成している。

10

【 0 0 2 7 】

天地の通気開口 1 0、1 0 は、手指が挿入できる程度に開口されていることが望ましいが、少なくとも空気が出入りできる程度であればよい。また、天板 1 側に設ける手指の挿入空間 1 1 についても同様である。

【 0 0 2 8 】

この通気用空間 1 2 は従来のキャビネット 1 0 0 には形成されていない (図 1 と図 5 を比較参照)。さらに図 1 に示すように、棚板 8 の前方の間隙空間 S 1 と合わせて奥方に広がりのある通気空間を形成することが望ましい。また、棚板 8 の後方にも間隙空間 S 1 が形成されているため、通気開口 1 0 より入ってきた空気は箱体内空間 S の全体にわたって循環する。

20

【 0 0 2 9 】

この奥行き寸法が十分に大きな通気用空間 1 2 は、上述したように、戸板 7 1 自体を加工することによって形成されるものではなく、天板 1 および台座部 5 の前端部 1 a、5 a を後退させ奥方に配して通気開口 1 0 を形成することで形成できる (図 1 と図 5 を比較参照)。よって、戸板を加工することなく、またキャビネット C 全体を大型化することなく簡易に通気機能を向上させることができる。また、天板 1 および台座部 5 の各前端部 1 a、5 a を戸板 7 1 の取り付け位置より奥方に配した構成であるため、外観が悪くなるおそれはいっさいない。

30

【 0 0 3 0 】

このように、通気開口 1 0 によってキャビネット C 内に新しい空気を送り込み、箱体内の空気を排出することができるから、防カビ、防臭効果が向上し、履物を長持ちさせることができる。

【 0 0 3 1 】

また、本実施形態では、通気開口 1 0 は手指を挿入できる程度の間隔があるから、天板 1 側では手指の挿入開口 1 1 を通じて通気開口 1 0 に手指を挿入し、一方、台座部 5 側では通気開口 1 0 に直接手指を挿入して開き戸 7 を開操作することもできる。これによって、開き戸 7 を把手レスとすることもできる。

40

【 0 0 3 2 】

このように、キャビネット C の天地には通気開口 1 0、1 0 が形成されているが、低タイプのキャビネット C であれば、天板 1 側では、前方斜め上方から手指の挿入開口 1 1、通気開口 1 0 を通じて箱体内空間 S が覗き見えるおそれがある。本実施形態では、このように箱体内空間 S が見えることを防止するために、厚板部材 2 を天板 1 の前端部 1 a に設けて目隠し部 2 A を構成している。

【 0 0 3 3 】

この目隠し部 2 A が形成されているため、大きな通気用空間 1 2 を確保するために通気開口 1 0 の奥行き寸法を大きくしても美観が損なわれることはない。特に、開き戸 7 の上端位置が天板 1 の下面位置よりも低い場合に、目隠し部 2 A を設けることが効果的である

50

。

【0034】

目隠し部2Aは、少なくとも水平方向から目隠し部2Aの下面が見えないような厚みとすることが望ましい。つまり、開き戸7の上端位置が目隠し部2Aの下面位置よりも高い位置となるように戸板71を配設することが望ましい。特に開き戸7の上端位置は、カウンター6との間の手指の挿入開口11の上下方向の間隔を律するものであり、その位置を定めることで厚板部材2の下面位置を調整すればよい。

【0035】

また、カウンター6の前端部6aは開き戸7よりも前方に突出しており、この突出部も目隠しとして作用するので、じゃまにならない程度に突出させることが望ましい。

10

【0036】

このように、通気開口10の奥行き寸法、手指の挿入開口11の上下方向の間隔、カウンター6の突出寸法およびキャビネットCの高さ寸法は相互に密接した関係にあり、人の平均的な身長も考慮しながら、これらの寸法を定めることが望ましい。

【0037】

なお目隠し部2Aは、本実施形態のような別体とはせずに、天板1の前端部1aのみを厚くして一体的に形成したものでよい。

【0038】

ついで、開き戸7をスムーズかつ適切に閉止させるための戸当り部材15について説明する。

20

【0039】

戸当り部材15は、合成樹脂材料より製されており、天板1の前端部1a(目隠し部2A)および地板51の前端部5aにおける、戸板71の開放端部71bに対応した位置にビスで固定される。この戸当り部材15は、開き戸7を閉じる際に戸板71の開放端部71bの裏面に当接することで、開放端部71bの側端面同士を適切に突き合わせる作用を有するとともに、戸板71が通気用空間12に抵触することを規制する作用を有している。

。

【0040】

図3(b)は、地板51に取り付けた状態の戸当り部材15を斜視図で示したものである。戸当り部材15を天板1に取り付ける場合には、図2(b)に示すように、図3(b)のものとは天地が逆転した状態に取り付けられる。

30

【0041】

この戸当り部材15は、天板1側では厚板部材2の下面に、台座部5側では地板51の上面に取り付けられ、それぞれの角部と嵌合できるように嵌合凹部15aが形成されている。また、嵌合凹部15aとは反対側の面である、箱体内空間Sに接する表(おもて)面15bにはビス止め部15cが形成してあり、表面15b側からビス挿通孔15dを通じて厚板部材2または地板51に対してビス止めできるようになっている。

【0042】

一方、各戸板71の開放端部71bにおける戸当り部材15に対向する箇所には、ポリウレタン等の合成樹脂材料で形成されたバンポン16が取り付けられており、開き戸7を閉じたときに戸当りによる衝撃を吸収できるようになっている。

40

【0043】

以上のような戸当り部材15を設けた構成によれば、開き戸7を閉止する際に戸板71の開放端部71b同士を適切かつスムーズに突き合わせることができ、開放端部71bやヒンジ部への過剰な負担を防止できる。さらに戸板71の通気用空間12への抵触を防止できるので、開き戸7の閉止が箱体内空間Sの通気を妨げることもない。

【0044】

つぎに、本発明の玄関収納キャビネットの第2実施形態について説明する。図5は、同実施形態の玄関収納キャビネットの部分側断面図である。なお、第1実施形態と同様の構成については、同一の符号を付して説明をその説明を割愛する。

50

【 0 0 4 5 】

このキャビネットCは、第1実施形態に示したキャビネットC（図中、2点鎖線で示している）よりも高く、高さ寸法を180～240cmとし、図示するように並設して使用してもよい。

【 0 0 4 6 】

この高タイプのキャビネットCの箱体内空間Sは、最上部収納部（天袋S3）、上部収納部S4、下部収納部S5と大きく3つに分かれている。この3つの収納空間に対応して開き戸も上部収納部S4、天袋S3兼用および下部収納部S5用の2つの開き戸7、7が設けられている。また、箱体内空間Sを3つの収納空間に仕切るために、中間固定板9、9が取り付けられている。なお、図5では不図示であるが、上部収納部S4および下部収納部S5には棚板が側板3間に架設されている。 10

【 0 0 4 7 】

本実施形態では、天板1と上部開き戸7との間、および台座部5と下部開き戸7との間のそれぞれには、手指の挿入が可能な通気開口10、10が形成されている。くわえて上部、下部間の中間固定板9の下部分と、下部開き戸7との間、および中間固定板9の上部分と、上部開き戸7との間のそれぞれにも、手指を挿入できる通気開口10、10が形成されている。また、天袋用地板として設けられた中間固定板9と、上部開き戸7の間には、天袋通気用の中間開口13が形成されている。

【 0 0 4 8 】

これらの4つの通気開口10・・・および中間開口13は、上下方向にキャビネットの略全高に相当する通気用空間12を形成させており、そのために天板1、中間固定板9、9および台座部5の各前端は略同一の垂線上に配されている。 20

【 0 0 4 9 】

通気開口10・・・、中間開口13、および、キャビネットCの略全高に相当する通気用空間12によって、高タイプのキャビネットCの箱体内空間Sを効率よく通気させることができる。

【 0 0 5 0 】

なお、このような高タイプのキャビネットCにおいては、天板1の通気開口10から内方が除き見えるおそれはない場合には、天板1の前端部1aに目隠し部を形成する必要はない。 30

【 0 0 5 1 】

また、開き戸7の閉止をスムーズにさせるために、2つの開き戸7、7の各上下端部に相当する、天板1、中間固定板9の上下部分および地板51の少なくとも4箇所には戸当り部材15が取り付けられ、それらによって戸板71が通気用空間12に抵触することを規制している。なお、上部収納部S4と天袋S3の共用の開き戸7を設けた図例のような場合には、開き戸7の上下方向の中間部に相当する中間固定板9（天袋用地板）には戸当り部材15を設けなくてもよい。もちろん、上部収納部S4と天袋S3に個別の開き戸を設ける場合には、それぞれに上下2つの戸当り部材を設ける必要があることはいうまでもない。

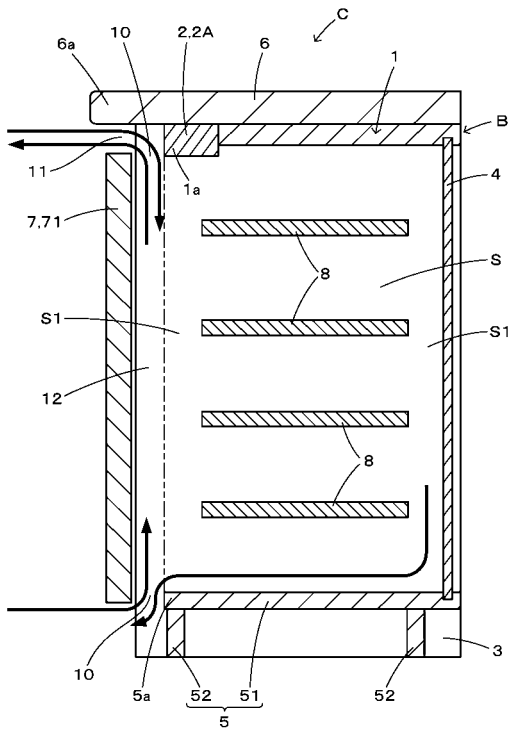
【 符号の説明 】 40

【 0 0 5 2 】

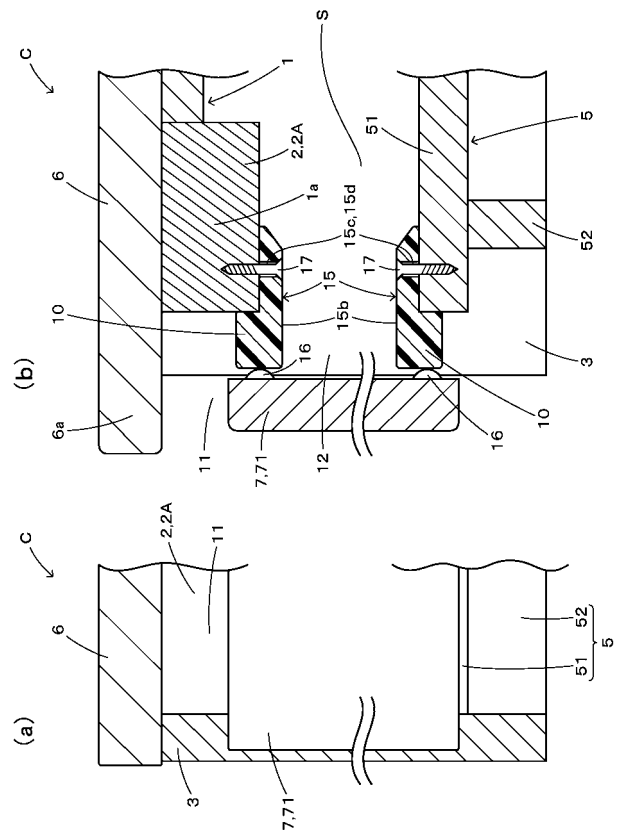
C	玄関収納キャビネット
B	箱体
1	天板
1 a	前端部
2 A	目隠し部
3	側板
4	背板
5	台座部
5 a	前端部

- 6 カウンター
- 6 a 前端部
- 7 開き戸
- 7 1 戸板
- 7 1 a 側端部
- 7 1 b 開放端部
- 10 通気開口
- 11 手指の挿入開口
- 12 通気用空間
- 15 戸当り部材

【 図 1 】



【 図 2 】



フロントページの続き

(72)発明者 山崎 治郎

大阪府門真市大字門真1048番地 パナソニック電工株式会社内